

○印西市建設工事監督技術基準

平成17年3月31日訓令第9号

改正

平成23年10月31日訓令第9号

印西市建設工事監督技術基準

(目的)

第1条 この基準は、印西市建設工事監督事務取扱規程（平成17年訓令第10号）

第8条の規定により、本市の所掌する建設工事請負契約（以下「契約」という。）に係る監督業務の技術基準を定め、かつ、監督業務の適正を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 監督 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。

(2) 監督職員 総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。

(3) 監督の方法 次の方法を行うことをいう。

ア 指示 監督職員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について原則として書面をもって示し、実施させることをいう。

イ 承諾 契約図書で明示した事項について、発注者又は監督職員が書面により同意することをいう。

ウ 協議 書面による契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議することをいう。

エ 通知 監督職員が請負者に対し、工事の施工等に関する事項について書面をもって知らせることをいう。

オ 受理 契約図書に基づき、請負者の責任において監督職員に提出された書面を受取り、内容を把握することをいう。

カ 確認 契約図書で明示した事項について、監督職員が臨場し、又は請負者から提出された資料の内容を照査し、契約図書との適合を確かめ、請負者に対して認めることをいう。

キ 立会 契約図書に示された施工等の段階において、監督職員が臨場し施工等の内容を確認することをいう。ただし、やむを得ず立会えない場合はその旨を請負者に通知し、必要な工事写真等の記録を整備提出させ、内容を検討し把握して立会に代えるものとする。

ク 検査 契約図書に示された施工等の段階及び材料について、所定の出来形及び品質を確保するために、請負者等の測定結果に基づき監督職員が出来形、品質、規格及び数量を確認することをいう。

ケ 調整 監督職員が関連する工事等との間で、工程等について相互に支障がないよう協議し、必要事項を請負者に対し指示することをいう。

(監督の実施)

第3条 監督職員は、別表の各項目について技術的に十分検討のうえ、監督を実施するものとする。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月31日訓令第9号）

この訓令は、平成23年11月1日から施行する。

別表（第3条）

項目	業務内容
1 契約の履行の確保	<p>(1) 契約図書の内容把握 建設工事請負契約書、図面、仕様書、現場説明書、質問回答書等を把握する。</p> <p>(2) 施工計画書の受理 契約書に基づいて請負者から提出された施工計画書の内容を把握する。</p> <p>(3) 契約図書に基づく指示、承諾の内容把握 契約図書に明示した指示、承諾、協議等（詳細図等の作成を含む。）を適切に行う。</p> <p>(4) 条件変更に係る調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工事の施工に当たり、契約書に基づく事実について、請負者から確認を求められたときは、直ちに調査を行いその内容を確認し、検討する。 ② 前項の調査結果に基づいて、請負者に指示又は通知する。 なお、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ工事担当課長の承諾を受ける。
2 出来形及び品質に関する監督	<p>(1) 工事材料の検査等 契約図書において、監督職員の試験若しくは検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料又は監督職員の立会のうえ調査し又は割合について見本検査を受けるものと指定された材料の試験、検査の立会を行う。</p> <p>(2) 工事施工の立会い 契約図書において、監督職員の立会のうえ施工するものと指定された段階において立会を行う。</p> <p>(3) 施工管理に係る段階確認 設計図書に示された施工段階において、施工管理に係る土木工事施工管理基準及び特記仕様書等と工事目的物とを照合し、確認を行う。</p> <p>(4) 改造請求及び破壊検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工事の施工が設計図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは改造の指示を行う。 ② 契約書の規定に違反した場合又は工事の施工が設計書に適合しないと認められる相当の理由があり必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して

	<p>検査する。</p> <p>(5) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し</p> <p>① 契約図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を立会のうえ、設計図書に基づき検査し引渡しを行う。</p> <p>② 前項の検査の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これらに代わる支給材料若しくは貸与品の引渡し等の措置をとる。</p>
3 工程に関する監督	<p>(1) 関連工事との調整</p> <p>関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて調整を行う。</p> <p>(2) 工程の把握及び工事促進の指示</p> <p>請負者からの履行報告に基づき、工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p>
4 工事担当課長への報告	<p>(1) 工事の中止及び工期の検討及び報告</p> <p>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるとき。</p> <p>② 請負者から工期延期の申出があった場合。</p> <p>(2) 一般的損害の調査及び報告</p> <p>一般的損害について請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査報告する。</p> <p>(3) 天災その他の不可抗力による工事出来形部分等の損害の調査及び報告</p> <p>① 天災その他の不可抗力による損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を報告する。</p> <p>② 損害額の負担請求内容を審査し、報告する。</p> <p>(4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告</p> <p>工事の施行に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、工事担当課長へ報告する。</p> <p>(5) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告</p> <p>中間前金払の請求があった場合は、工事出来形報告書に基づき出来高を確認し、工事担当課長へ報告する。</p> <p>(6) 部分払（出来形）請求時の出来形の審査及び報告</p> <p>部分払（出来形）請求があった場合は、出来形調書を作</p>

	<p>成し、審査のうえ工事担当課長へ報告する。</p> <p>(7) 工事関係者に関する措置請求</p> <p>現場代理人がその職務の執行につき、著しく不適当と認められる場合及び主任技術者若しくは、監理技術者又は専門技術者、下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる場合は、工事担当課長へその措置請求を行う。</p> <p>(8) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 契約書に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、工事担当課長に対して措置請求を行う。 ② 請負者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除用件を確認し、工事担当課長へ報告する。 ③ 契約が解除された場合は、出来形調書を作成し、工事担当課長に報告する。
5 その他	<p>(1) 現場発生品の処理</p> <p>工事現場における発生品は、品質、規格、数量等を確認し、その処理方法を指示する。</p> <p>(2) 臨機の措置</p> <p>災害防止その他の工事施工上、特に必要と認めるときは、請負者に対して臨機の措置を求める。</p> <p>(3) 事故等に対する措置</p> <p>事故等が発生したときは、速やかに状況を調査し、工事担当課長に報告する。</p> <p>(4) 工事成績の評定</p> <p>主任監督員及び監督員は、工事完成のとき、印西市工事成績評定等実施要領に基づき工事成績の評定を行う。</p> <p>(5) 工事完成検査等の立会</p> <p>工事の完成、出来形、中間の各検査時は原則として監督職員等（総括監督員、主任監督員、監督員等）が立会う。</p>